

ヨコヤマスイミングスクール

会員規約

□第1条（名称）

本スクールは『ヨコヤマスイミングスクール』と称する。

□第2条（目的）

本スクールは専任コーチ制による一貫した指導を行い、スポーツ・文化に正しい理解と関心を深めあわせ健全な心身の育成とスポーツの振興を図ることを目的とする。

□第3条（事務局所在）

本スクールの事務局は、次の所に置く。

〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉2-22-5 鶴峰会館1階

□第4条（入会資格）

本スクールに入会できる方は、本人（高校生以下の場合は保護者）がご自身（ご子弟）の健康管理に責任を持つことができ、また各コースに定められた資格に該当し、かつスクールの趣旨に賛同された方とする。

なお、暴力団関係者・刺青者は入会できない。

□第5条（指導日数）

会員はコースごとに定められた曜日、時間に指導を受けることができる。但し、本スクールの事由により曜日、時間を変更することがある。また、本スクールの講習は1ヶ月4週を基本とする。

※フリー会員は本スクール発行のスケジュールカレンダーに基づき利用できる。

□第6条（指導方針）

本スクールは、各コースに応じた指導要項に基づき、各コースの指導員が指導する。

□第7条（休業）

1) 天変地異、その他の不可抗力の事由により施設の利用ができない場合、または危険が予測される場合臨時休業とする場合がある。なお、その場合の代替営業の実施については、原則おこなわない。

2) 年末年始は休業日とする。また、施設点検・補修のため年間(5月・8月・11月)に一週間の休業日を設ける。

□第8条（入会手続き）

本スクールの入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金、月会費を添えて提出する。

□第9条（会費）

- 1）会費は別に定めるコース別の会費を毎月スクール指定日に自動振替にて当月分を支払うこととする。
（金融機関休業の場合は翌営業日）
- 2）指定の期日を過ぎ会費が滞った場合は、直接スクールフロントに納入しなければならない。
- 3）月会費の日割り計算等を行わない。

□第10条（会費等の不返還）

一旦納入した入会金及び、月会費は入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

□第11条（退会）

退会をする場合は所定の届出用紙に必要事項を記入し、当月の15日までに届け出なければならない。

なお、届け出がない場合は出欠席・利用の有無に関わらず在籍とみなし、所定の月会費を支払わなければならない。

□第12条（会員モラル）

- 1）施設内ではスタッフの指示に従い、ルールを守ること。
- 2）本スクールの秩序を守り、本スクールの目的に沿うよう努力すること。
- 3）暴力行為、風紀を乱す行為を行わないこと。
- 4）酒気を帯びてレッスンに参加しないこと。
- 5）チームワークを守り、スポーツ参加者として、明朗活発、楽しい雰囲気大切にすること。

□第13条（除名）

第12条の各号に違反し、本スクールの会員としてふさわしくないと認められる者は除名することができる。

□第14条（賠償責任範囲）

- 1）本スクールの指導中及び練習中に会員が身体障害事故を蒙った場合は、応急処置を施すが、その事故が本スクール側の故意または重大な過失、施設上の瑕疵に起因する場合を除いては、本スクールはその責任を負わない。また、会員の疾病を起因として発生した事故についても本スクールは一切責任を負わない。
- 2）貴重品などは会員本人が管理するものとして、盗難、紛失について本スクールは一切責任を負わない。
- 3）天変地異または、不可抗力により本施設内で会員が身体に障害を蒙った場合、本スクールは一切の責任を負わない。

□第15条（発行）

本規約は平成16年3月29日より発効する。